

毎週火、金曜日発行（但休日当分の間は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 通信地図の修正測量の実施通知の告示
公共測量の終了通知の告示

建設業者の登録
建築基準法の規定による道路位置の指定
家畜人工授精師の免許証の再交付
土地改良区の役員の変更及び就任

◇教委告示 臨時教育委員会の招集
◇公安規則 警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則の一部改正
◇人委規則 職員の給料の調整額に関する規則の一部改正
管理職手当に関する規則の一部改正
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

◇内訓甲 許可、認可、免許及び登録等の事務の標準処理期限の改正

告示

鳥取県告示第三百四号

次のおり通信地図の修正測量を実施すを旨、広島郵政局長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度第1・四半期通信地図修正測量計画書

局名	測量地域		測量期間	測量方法	備考
	郡市名	町村字名			
境港	境港市	全 域	六月中	測量方法	備考
			六日間		

鳥取県告示第三百五号

次のおり公共測量を終了した旨、岡山農地事務局長より通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百

八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 公共測量

二 作業地域 境港市外江町字桑木原、同市渡町字中

大沢、同市大字渡地先堤防

米子市彦名町字高瀬下地先及び粟島地

先海岸、同市旗ヶ崎字柿木谷灘、同市

城山

同市祇園町二丁目六十一番地の一山林
地内

三 終了年月日 昭和三十五年十月三十一日

鳥取県告示第三百六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名 称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

摘要

鳥取県知事登録

(ハ)第五五九号

第五五七号

第四五七号

昭三六年
五月一八日

(有)今田組

日野郡日南町大字多里

今田 金治

土木工事

(有)佐治土建

八頭郡佐治村古市五四

福田 信義

建設工事

坂田組

西伯郡大山町神原

坂田 幾松

土木工事

鳥取県告示第三百七号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六

年五月十九日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

倉吉市越中町一、五六七の一 渡辺 栄

倉吉市北越殿

五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五
五六七番の五

幅員 五メートル
延長 八六、三五メートル

幅員 六メートル
延長 六メートル

鳥取市西品治六七二
岸田 秀造
鳥取市田島字万田二二三番の六
鳥取市田島字万田二二三番の四
鳥取市田島字万田二二三番の一

幅員 四メートル
延長 六〇、二〇メートル

鳥取県告示第三百八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第三十二条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を再交付した。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証番号 家畜人工授精師として業務
を行う家畜の種類

住 所 氏 名

再 四一三 牛、めん羊、山羊 東伯郡東伯町上伊勢二一 中 島 諄

鳥取県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八
条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員
が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一
項の規定により告示する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

成実村土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事 牧野 誉一 米子市古市

米子市和田土地改良区

就任した役員の名及び住所

理 事 大田 幸雄 米子市和田町

楠 繁寿

末吉 義光

大西 節夫

安達 一敏

安達 深

安達 直幸

安達 忠清

角 仙十

松本 尊敏

監 事 平井 公

矢倉 節

ノ 角 栄 ノ

昭和三十五年十一月二十八日申請人において選任の結
果十一月二十八日就任、任期第一回総回まで。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

一 日時 昭和三十六年五月三十一日

二 場所 鳥取県教育委員会会議室

三 議題

1 昭和三十六年度施策実施要項について

2 鳥取県育英奨学生（高校の部）の決定について

3 産業教育審議会委員の任命又は委嘱について

4 鳥取県社会教育委員の委嘱について

5 公立学校長人事について

6 その他

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関す
る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第二号

警察官に対する被服の支給並びに装備品の

貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関す
る規則（昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第八号）
の一部を次のように改正する。

第六条中「警察署長」を「警務課長」に改める。

第七条中「給与品は、警察署長において前条によるカ
ードと照合の上、」を「給与品及び貸与品は、所属長に
おいて、」に改める。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改め
る。

級については昭和三十六年五月一日から適用する。
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校」を「中学校、養護学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四中

教育委員会	中学校	小学校
校長	校長	校長
教諭	養護教諭	教諭
講師	助教諭	講師
	養護助教諭	助教諭
		養護助教諭

を

教育委員会	中学校	小学校
校長	校長	校長
教諭	養護教諭	教諭
助教諭	助教諭	助教諭
	養護助教諭	養護助教諭

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

訓 令

内訓甲第一号

本庁内部部局
甲類附属機関

地 方 機 関

許可、認可、免許及び登録等の事務の標準処理期限（昭和三十二年十二月内訓甲第一号）の全部を次のように改正し、昭和三十六年四月十日から適用する。

昭和三十六年五月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70
屋外広告物の設置変更及び継続の許可	陸道敷、陸河川敷埋立地及びこれらに附随する不用物件の払下許可	国有地の交換処分許可（面積五〇〇坪をこえないもの）	港湾埋立地の使用及び継続使用の許可	境港湾施設の使用及び継続使用の許可	公有水面埋立の免許	公有水面埋立しゅん工期間伸長及び埋立権利譲渡の許可	公有水面の埋立しゅん工認可	国有土地水面の使用及び産物採取の許可	建設業者の登録	建設、改造及び転用の許可	漁船の登録（変更を含む。）及び謄本交付	水産業協同組合の設立、定款変更、合併及び解散の認可
道	道路法、河川法	建設省関係許可等臨時指導令施行規則	例 港湾埋立地使用料条	例 境港湾施設使用料条	〃	〃	〃	公有水面埋立法	建設業法	〃	漁船法	水産業協同組合法
一〇	一六	一三	一〇	一〇	一〇	五	一〇	一一	一一	一〇	二〇	一五
四	一〇	七	四	四				五	四			
六	六	六	六	六	〃	〃	〃	六	七	〃	〃	〃
〃	〃	〃	土木出張所	境港務所	〃	〃	総務課	〃	土木出張所	〃	〃	〃
道路課	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	管理課	〃	〃	〃

69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
漁業の許可	立木の伐採許可	森林組合の定款変更又は合併の認可	森林組合の設立認可	飼養許可	鳥獣の捕獲許可（保護鳥を除く。）	狩猟の免許又は登録	計量器販売事業の登録及び再登録	計量器修理業の許可及び再許可	高圧ガス容器製造の許可	高圧ガス製造販売事業の許可（設備変更を含む。）	火薬の取扱主任者の免許証交付	火薬類の譲渡、譲受、消費及び運搬の許可	火薬庫の設置及び改造の許可	中小企業協同組合の設立及び定款変更の認可
海面漁業調整規則、漁業法、内水面漁業調整規則	〃	〃	森林法	〃	〃	狩猟法	計量法	計量法	高圧ガス取締法	〃	〃	火薬類取締法	〃	中小企業等協同組合法
三〇	三〇	一〇	二〇	五	五	五	七	一五	一〇	七	七	七	七	一〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
総務課 水産課	山林事務所	山林事務所	総務課 林務課	〃	〃	山林事務所	山林事務所	〃	〃	総務課 商工課	総務課 商工課	山林事務所 商工課	〃	〃

83	道路の占用許可	〃	一三	七	六	〃	〃
84	道路の一時占用許可	〃	七			〃	土木出張所
85	道路の継続占用許可	〃	七			〃	〃
86	道路の掘さく許可	〃	一〇	四	六	〃	道路課
87	沿道工作物許可	〃	一〇	四	六	〃	〃
88	河川堤防の占用許可(主管省の協議を要するものを除く。)及び河川産物採集の許可	河川法	一〇	四	六	〃	河港課
89	宅地建物取引業者の登録	宅地建物取引業法	五			総務課	建築課
90	建築代理業者の登録	建築代理業条例	五			〃	〃
91	二級建築士の免許	建築士法	五			〃	〃
92	遊興飲食税の特別徴収義務者の登録	地方税法	七			県税事務所	県税事務所
93	娯楽施設利用税の特別徴収義務者の登録	〃	七			〃	〃

備考 一 標準処理期限とは、申請書又は願書を受付課(所)において受け付けた日から当該文書进行处理して発送する日までの日数をいう。

二 標準処理期限が四日以内のもので、その間に休日を含む場合は、その日数だけ期限を延長する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
〔定価 一部月極二〇円(配達料共)〕